

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年5月20日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市安芸区船越南一丁目6番1号

氏名 日鋼テクノ株式会社

代表取締役社長 松井 伸司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-822-3232

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鋼テクノ株式会社
事業場の所在地	広島県広島市安芸区船越南一丁目6番1号
計画期間	2025年4月～2026年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 一般産業機械製造業

②事業の規模 1億円

③従業員数 621名

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 ※図-1

別紙4

(廃棄物処理法・特管産廃処理計画書)

現状：前年度（2024年度）実績量
 計画：今年度（2025年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	0.012	0.1									0.012	0.1			0	0				
廃酸	18.786	18									18.786	18			17.92	17				
廃アルカリ	26.35	25									26.35	25			26.35	25				
感染性産業廃棄物	0	0									0	0			0	0				
廃PCB等	0	0									0	0			0	0				
PCB汚染物	0	0									0	0			0	0				
PCB処理物	0	0									0	0			0	0				
特定有害産業廃棄物																				
指定下水汚泥	0	0									0	0			0	0				
鉛さい	0	0									0	0			0	0				
廃石綿等	0	0									0	0			0	0				
燃え殻	0	0									0	0			0	0				
ばいじん	0	0									0	0			0	0				
廃油(金属を含むもの)	0	0.1									0	0.1			0	0.1				
汚泥(金属を含むもの)	3.242	3									3.242	3			3.242	3				
廃酸(金属を含むもの)	43.4894	42									43.4894	42			33.57	32				
廃アルカリ(金属を含むもの)	0	0.1									0	0.1			0	0				
合計	91.8794	88.3	0	0	0	0	0	0	0	0	91.8794	88.3	0	0	81.082	77.1	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

※別紙表-1

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	※生産工程設備の保守を定期的に行い発生を抑制した。 (廃酸、廃アルカリ)
②計画 (今後実施する予定の取組)	※特に無し。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	※特に無し。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	※特に無し。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	※特に無し。
②計画 (今後実施する予定の取組)	※特に無し。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	※特に無し。
②計画 (今後実施する予定の取組)	※特に無し。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>※特に無し。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>※特に無し。</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>※信用・信頼出来る業者を選択し、定期的に現地確認を行っている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>※上記の継続と、下記の取組みを行う予定。 ※電子マニフェストを導入したので、業者選択時の条件とする。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>[91.879]t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>※特に無し。</p>

別紙 表-1

環境管理組織

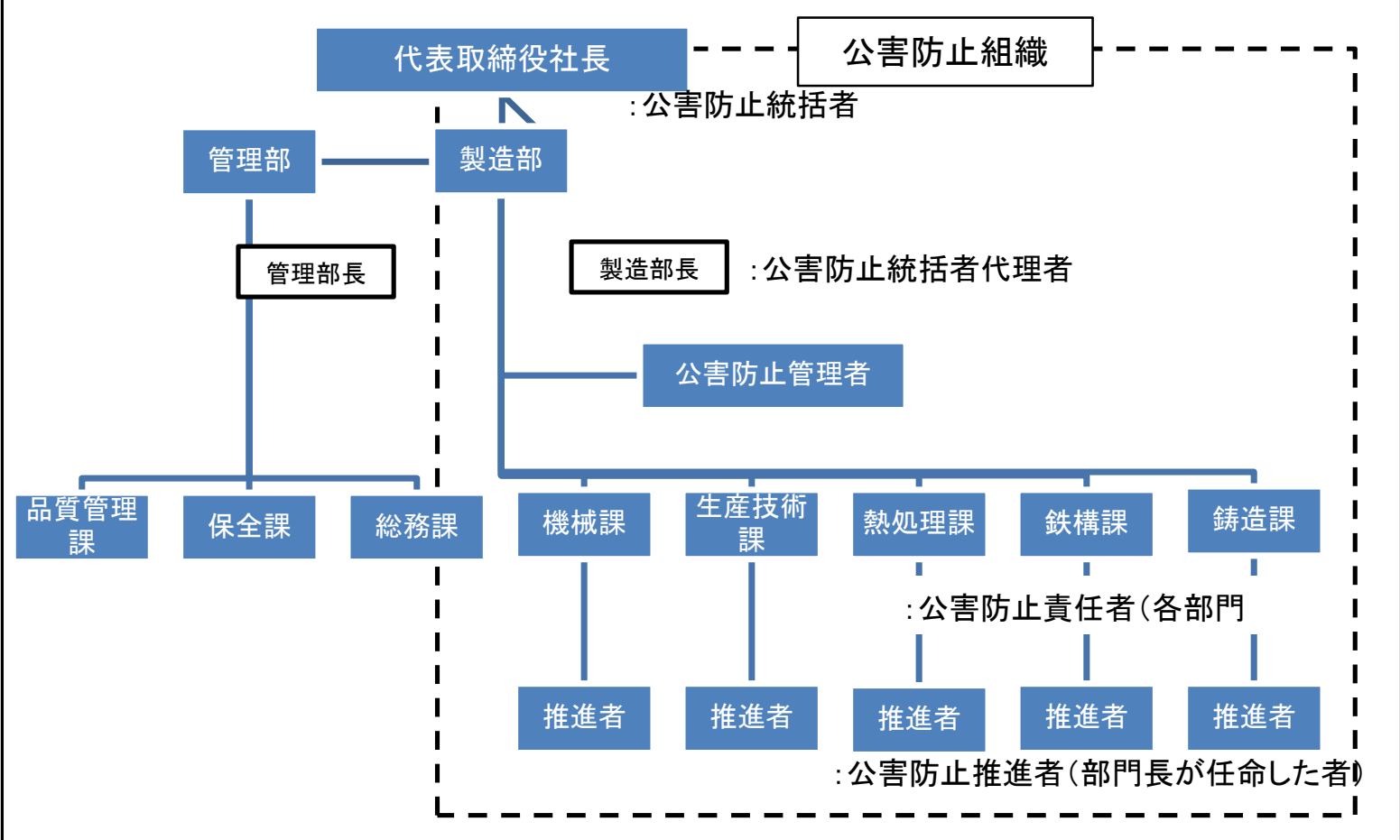


図-1 産業廃棄物の一連の処理の工程

(2024年度末現在)

発生源	廃棄物	処理・処分	処理・処分
汚泥	汚泥	焼却施設	埋立処分(管理型)
機械加工工程	廃油		再生リサイクル
	廃油 (切削水・離型剤)	焼却施設	冷却用リサイクル
めっき工程	廃液 (廃酸・廃アルカリ・クロム含有物)	還元中和	埋立処分(管理型) セメント固化
	汚物 (廃酸・廃アルカリ・クロム含有物)	焼却施設	埋立処分(管理型)
梱包材	木くず	破碎処理	再生熱利用
金属屑	スクラップ		再生リサイクル
	研磨粉		再生熱利用
鑄造工程	鋳さい		埋立処分(管理型)
	鑄物砂		再生リサイクル